

新宿区教育委員会会議録

平成21年第3回定例会

平成21年3月6日

新宿区教育委員会

平成21年第3回新宿区教育委員会定例会

日 時 平成21年3月6日(金)

開会 午後 2時02分

閉会 午後 4時18分

場 所 新宿区役所6階第4委員会室

出席者

新宿区教育委員会

委 員 長	木 島 富士雄	委 員	白 井 裕 子
委 員	羽 原 清 雅	教 育 長	石 崎 洋 子

説明のため出席した者の職氏名

次 長	渡 部 優 子	中 央 図 書 館 長	小 柳 俊 彦
教 育 政 策 課 長	濱 田 幸 二	教 育 指 導 課 長	上 原 一 夫
学 校 運 営 課 長	菅 波 健	副 参 事	齊 藤 正 之
教 育 施 設 課 長	本 間 正 己	副 参 事	遠 藤 剛
文 化 観 光 国 際 課 長	山 田 秀 之		

書記

教育政策課管理係長	久 澄 聰 志	教 育 政 策 課 査 査	安 川 正 紀
教育政策課管理係	岩 崎 鉄次郎	教 育 指 導 係 主 査	

議事日程

議案

- 日程第1 議案第6号 新宿区教育ビジョン及びパブリック・コメントの提出意見に対する区の対応について
- 日程第2 議案第7号 教育財産の用途廃止について
- 日程第3 議案第8号 新宿区教育委員会の権限に属する事務について新宿区教育委員会教育長が臨時代理をした件について
- 日程第4 議案第9号 新宿区指定文化財の指定について

報告

- 1 平成21年第1回新宿区議会定例会における代表質問等答弁要旨について（次長）
- 2 女神湖高原学園 観光付きバス 平成21年度上半期のコース及び平成20年10月～1月分報告について（教育政策課長）
- 3 確かな学力の育成に関する意識調査の中間報告について（教育指導課長）
- 4 平成21年度新入学 学校選択制度 中学校 補欠登録者の繰上げについて（学校運営課長）
- 5 （仮称）西新宿子ども園実施設計について（副参事「幼保連携・子ども園等推進担当」）
- 6 新宿区立図書館5館（中央・こども・戸山・北新宿・中町）の開館時間の拡大について（中央図書館長）
- 7 新宿歴史博物館休館日の変更の試行実施について（文化観光国際課長）
- 8 その他

開 会

木島委員長 それでは、ただいまから平成21年新宿区教育委員会第3回定例会を開会いたします。

本日の会議には熊谷委員、松尾委員が欠席しておりますが、定足数を満たしております。

本日の会議録の署名者は、羽原委員にお願いいたします。

羽原委員 わかりました。

木島委員長 本日は、「新宿区教育委員会の権限に属する事務の委任及び補助執行に関する規則」第3条により、補助執行している事務についての報告を受けるため、教育委員会会議規則第15条の規定に基づき、地域文化部文化観光国際課長に出席していただいておりますので御承知おきください。

議案第6号 新宿区教育ビジョン及びパブリック・コメントの提出意見に対する区の対応について

議案第7号 教育財産の用途廃止について

議案第8号 新宿区教育委員会の権限に属する事務について新宿区教育委員会教育長が臨時代理をした件について

議案第9号 新宿区指定文化財の指定について

木島委員長 それでは、議事に入ります。すべての議案について一括して説明を受け、1件ずつ質疑及び採決を行います。

「日程第1 議案第6号 新宿区教育ビジョン及びパブリック・コメントの提出意見に対する区の対応について」、「日程第2 議案第7号 教育財産の用途廃止について」、「日程第3 議案第8号 新宿区教育委員会の権限に属する事務について新宿区教育委員会教育長が臨時代理をした件について」、「日程第4 議案第9号 新宿区指定文化財の指定について」を議題といたします。

説明を教育政策課長からお願いいたします。教育政策課長。

教育政策課長 それでは、まず議案6号でございます。新宿区の教育ビジョン及びパブリック・コメントの提出意見に対する区の対応ということでございます。

まず、教育ビジョンの最終案についてでございますが、これにつきましては、2月6日の

定例会で御協議をいただいております。そこでの御意見、またその後いただいた御意見、それからまた現在開催中でございます第1回定例会、その本会議での代表質問、そういったところでも御意見を賜っておりますので、それらを踏まえて最終案を策定させていただいたところでございます。

それでは、前回の案から特に変わった点の主な点を中心に説明をさせていただきたいと思っております。

それでは、まず4ページ目をめくっていただきたいと思っております。4ページ目を開いていただきますと、各データの説明に人数の増減の欄だけでございましたが、そこにすべて増減率もあわせて記載するような形に訂正をさせていただいております。

それから、11ページをおめくりいただきたいと思っております。11ページの大きな3番、新宿区の目指す教育のところの説明でございますけれども、1行目の「社会が急速な変化を遂げる中であって」から始まる2行の文章、こちらを追加させていただいております。これは新宿区の目指す教育を掲げる上で、教育の根幹にかかわる考え方を確認するというので、ここにあって文章を追加させていただいております。

続いて同じページ、11ページの柱の1番の説明文のところでございますが、「社会において自立的に生きるため」の後でございますが、「知・徳・体のバランスのとれた」というところの文章を前回からあえて修正、追加させていただいているところでございます。明確にその辺を、生きる力の内容について新たにその内容を入れさせていただいております。

次に12ページ、その次のページでございますが、こちらの12ページを見ていただきますと、14の課題のうちの9番、10番、14番、こちらが課題の記載の仕方と基本施策のところと同じ記載になっていたという前回御指摘をいただいております。それを今回修正させていただいております。課題の9のほうは子どもの安全の確保、それから課題の10のところは学校の適正規模の確保と適正配置、課題の14のところは基本施策のほうを魅力ある学校施設の整備という形で訂正をさせていただいております。

それから、引き続き16ページを見ていただきたいと思っております。16ページのところを見ていただきますと、ページの下に欄外に用語の解説が入ってきてございます。前回もつけてございましたけれども、基本的には解説した用語が柱の内容を越えて1から2とか、2とか3、そういう形で再度出てくるような場合につきましては、同じ用語の解説したものにつきましても再掲をさせていただくような形で説明を加えているようにさせていただいております。

それから24ページでございます。24ページの1行目でございますが、修正前では「自尊心

情や自己有用感等を養います」ということで、なかなか教育用語でわかりづらいということもございましたので、この点については「自分自身を肯定的に受けとめ、よい面を見出すことができる感情を養います」ということで修正をさせていただいております。

それと同じページの基本施策の4番のところ、豊かな人間性と社会をはぐくむ教育の充実のところでございます。ここのところでございますけれども、自然とのふれあい、いのちの大切さに係る記述をその趣旨がより伝わる表現に修正するというふうにさせていただきました。また、の道德教育、「いのちの教育」の充実の授業内容のところに、「自然を愛護し、美しいものに感動する豊かな心をはぐくむ教育」という言葉を入れさせていただいております。

それから、1枚めくっていただいて26ページでございます。の元気パワーアップ作戦のところでございます。こちらにつきまして、授業に「生涯学習財団と連携し、全小・中学校が参加するスポーツ大会を開催するなど、体力の向上に取り組んでいきます」ということで、その文言を追加をさせていただいております。

ちょっと飛びますが、54ページを開いていただきたいと思います。54ページ柱の3のところ、課題10の一番下のところでございますが、こちらについては適正配置の関係でございました。平成4年7月の答申がございましたので、それを参考という形でここに記載をさせていただいております。

それから60ページをお開きいただきたいと思います。60ページの下段の図でございますが、前回はこの小・中の表が合わさってございました。非常に見にくいというところもございましたので、これについてはグラフを小学校と中学校に分けて記載をさせていただいたものでございます。

それから73ページを見ていただきたいと思います。73ページの4、国、東京都への要望の欄でございます。白丸が2つございます。この順番を前回と逆転させていただいたのが1件ございます。1つ目の丸でございますが、「都区のあり方検討委員会幹事会において」の次のところでございますけれども、その部分について「県費負担教職員の任免、給与の決定など」ということで、その記載を加えさせていただきまして、具体的に移管する事務のイメージをここで明らかにさせていただくように記載を変更させていただいております。

また、もう一つの丸でございますけれども、「学級編成や教職員の配置の弾力的な運用を東京都に強く求めていきます」ということで、今回の場合はより教育委員会側の趣旨を明確に表示する形で文章を訂正をさせていただいたところでございます。

続きまして75ページを見ていただきたいと思います。75ページのほうは、児童・生徒数の推移ということで小・中学校の表が出てございますが、前は人数だけでございましたので、学校数の推移につきましても上のところで折れ線でつけさせていただいてございます。

続きまして76ページを見ていただきたいと思います。76ページの3つ目でございますが、特別支援学校、養護学校関係につきましても、前回そこがございませんでしたので、これは新たに1つ資料を追加させていただいてございます。

それから84ページでございます。84ページを開いていただきますと、資料2ということで、今までの教育ビジョンを策定した経過について1から4まで書かせていただいているものでございます。あと参考に設置要綱等もつけさせていただいているものでございます。

それから最後に資料3のところでございますが、教育ビジョン素案に対するパブリック・コメントの結果についてというところで、そこに新たに今回の議案の一部をなしてございますけれども、その内容について整理をして書かせていただいております。

パブリック・コメントの期間については昨年の10月25日から11月25日の32日間にわたって実施方法は以下のとおりでやらせていただいております。全体として受付件数が28件、これは28名の方からいろんな方法で御意見を賜っているものでございます。その中で、全体としては、これは同趣旨のものをまとめてございますが、延べで62件という形になってございます。全体の構成に関する意見が7件、各課題に対する意見が48件、その他が7件という形で出てきてございます。89ページ以降が、その具体的な意見の内容の要旨とそれに対する区への対応・考え方ということを一覧表にしたものがずっと95ページまで書いてございます。

若干その概要的なものを申し上げますと、全体構成に関するところについては7件ございましたが、この辺について数値目標的なものも含めてしっかりとビジョンということでもございますので、出してほしいというものについても対応してきてございます。教育の目標についてもしっかりと議論してあるわけでございますが、そういった内容についての御意見もございましたが、その内容についての説明を加えるような形で、この考え方を整理させていただいているところが主なところかなというふうに思っております。

それから、課題1から以降、ナンバーでいきますと8番のところからずっと各課題ごとにいろいろと御意見を賜っている部分がございます。主に課題1のところは、やはり私ども大きな課題といいたいでしょうか、中心テーマでございますが、区民の方からも多くの御意見を賜っているところでございます。1つは、記載の方法について若干修正をしたほうがいいんじゃないかということについては、おおむねそれに対する対応については修正を加えたりして

きてございます。

またそれ以外にも、具体的な施策の展開の中で、いろんな学校選択を初めいろんな御意見を賜っている部分については、それに対する区側のほうの考え方についての説明という形で、整理をさせていただいているものが多いかなというふうに思っております。

56番以降がその他ということで、その課題に、内容にないそれ以外の部分を整理をして書かせていただいているような形になってございます。全体的には、なるべく多くの御意見に沿うような形で、このビジョンの最終の案について反映をしたような形で整理をさせていただいております。

この議案についての説明は以上でございます。

続きまして、議案の7でございます。議案の7につきましては、教育財産の用途廃止ということでございます。提案理由はそこに書いてあるとおり、市谷小学校の用地、これは以前取得をさせていただいておりますが、今回は建築基準法第42条第2項の規定による道路後退用地について、教育財産としての用途を廃止する必要があるために今回提案するものでございます。

1枚開いていただきますと、対象の財産については記載のとおりでございます。今回対象になるのは5.49平方メートルということで、これは全体では0.4%ぐらいの面積になる部分でございます。用途廃止の年月日、引き継ぎの年月日等はそこに書いてあるとおりでございます。

廃止の理由でございますが、これが提案理由になってございます。昨年の12月に取得をさせていただきました市谷小学校校舎北側の第二校庭整備用地のうちの一部、これは建築基準法第42条第2項、これは道路の規定を42条はしているところでございますが、第1項で基本的に道路については幅が4メートル以上のものという記載がございます。この第2項の規定は、4メートル以上にならない、それ未満のものについて、みなし規定と一般的に言ってございますが、中心線から2メートル後退したところを道路の境界線とみなすという規定でございます。この4メートル幅の部分については、建物等を建てるそういった用途に使用できない道路の部分というふうな規定になってございます。それに一部入ってくるという形でございますので、それが道路として、後退用地としてこれが道路という形の中で教育財産からは外れる部分ということでございます。

その次のページを見ていただきますと、その全体の敷地の状況の中で、ほんの北側一部でございますが、5.49平方メートルが道路後退部分になっているというものでございます。

続きまして、議案の8でございます。議案の8につきましては、以前これは1月30日のときにかけていただいた条例改正の案文の内容について、再度その後の変更がございましたので、一部内容を修正して再度議案に今回かけるものでございます。

中身をちょっと見ていただきますと、これは緊急的に臨時代理をする必要性があったために、そういう形で整理をして今回報告し、承認をいただくものでございます。

最初の1番の必要性のところを見ていただきたいと思います。前回、1月30日の日にこの「新宿区幼稚園教育職員の勤務時間、休日、休暇等に関する条例の一部を改正する条例」、これを御審議いただき、最後のページにございます新旧対照表の1月30日に決定したような形で前回は修正が加わっていたところでございます。勤務時間の一部短縮ということで、1日当たり7時間45分という形になりましたので、それに伴う変更ということで、休憩時間の第2項のところの規定を整理したわけでございます。2月6日定例会ということでもございましたが、間に合わなかったために1月30日にあえて先にやらせていただいたところでございます。

また一方で、区長部局のほうでは2月6日の日に、この勤務条件の変更については、当該の職員の労働組合との団体交渉で最終に至った合意の日でございます。そのときの内容と一部その条文のところに差異が出たということから、今回はその内容を再度調整する必要があるために、2月18日までにその修正をする必要性があったということで、急遽、教育委員会を開くことについての事務処理上の時間的ないとまがなかったということから、今回は臨時代理をさせていただきというものでございます。

臨時代理の日は平成21年2月9日でございます。

3番は記載のとおりで、4番のところでは、その理由としましては労働基準法の規定との絡みと、それから幼稚園の職員については、区職員のほうの勤務条件との整合性をとるということから、先ほど申しました第7条の第2項のところの45分の休憩時間の特例を定める規定の1日の勤務時間の範囲について、1月30日の段階では6時間を超え7時間45分以下になっていたものを、6時間を超え8時間以下に改めるという形になってございます。

最後に、議案の9でございます。議案の9につきましては、先ほど委員長からもお話がございましたように、これは文化財の区の指定ということで、現在これにつきましては地域文化部のほうに補助執行をして事務執行をいただいているものでございます。

今回のものについて、提案理由のところを見ていただきますと、文化財保護審議会の答申、これは昨年の12月13日に答申を受けてございますが、かつ所有者の同意が得られた坪内逍遙

旧居跡、現在、文化教会演劇研究所跡となっておりますが、それを新宿区文化財保護条例第7条に基づいて指定文化財にするための指定をする必要があるということでございます。

1枚開いていただきますと、今申しましたように、坪内逍遙旧居跡についての文化財の指定、これは種別としては史跡でございます。名称は記載のとおりで、所有者については、現在これは都道部分ということで東京都第三建設事務所が所有者でございます。所在地については案内図等を見ていただきますと、これは都道上のものでございます。新宿区余丁町の7先でございます。

指定理由について、坪内逍遙についての説明については最初の4行に記載のとおりでございます。昨年、2008年の現在、逍遙が自宅として使用した建物や演劇研究所・試演場は既にもう滅失してございますが、この地は日本近代文学及び演劇史上重要であり、また、かつ新宿区の歴史を理解する上でも非常にその意味合いが大きいということから貴重な場所ということで、新宿区が指定をするということでございます。

決定後の取り扱いにつきましては、教育委員会で決定をいただければ、文化財の保護条例の第7条第2項によって告示をさせていただき、関係機関に通知をするということでございます。その告示後については、所有者に指定書及び登録書を交付して、案内板を設置するという形になってまいります。

備考欄を見ていただきますと、ここの部分については既に昭和27年に都の旧跡ということで指定をされてございましたが、東京都が昨年2月21日に指定を解除したということから、引き継ぎを条件にその後についてはお話があったところでございまして、区としてはそれを区としての重要な財産ということで文化財の指定をするという形になってございます。

今の現状ということで写真をつけさせていただいてございます、あわせて見ていただければと思います。

説明は以上でございます。よろしくお願いたします。

木島委員長 説明が終わりました。議案第6号について、御意見、御質問をどうぞ。

はい、どうぞ、白井委員。

白井委員 内容については、今まで何回も詰めていたものなので別に意見はないんですが、このビジョン策定後の区民の皆さんへの周知とか、学校とか、そういうものについては何か考えておりますか。

木島委員長 はい、どうぞ。

教育政策課長 今の御指摘の部分でございますが、今回のこの案件について御決定いただけ

れば、この後の予定としましては、今月16日に開かれます文教委員会のほうに報告をさせていただき、またその前には3月15日の広報、またホームページで一定の記載をさせていただこうと思っております。その後、この本編の配布を4月を中心に、それ以降になるかと思いますが、作成をさせていただいて、学校関係者等にお配りするつもりでございます。また、保護者等についても、特に一般区民の方もそうでございますが、周知用のパンフレット、概要版でございますがそういったものを今作成中でございます、そういったものでこのビジョンについての周知をしていこうというふうに思っているのが一つございます。

また、ちょっと若干後になりますが、8月上旬ぐらいに、このあたりのビジョンの周知も含めまして、一定の教育のこのビジョンに対するいろんな意見交換の場も含めまして、フォーラムなりシンポジウムのものがないかなということで、今検討しているところでございます。

以上でございます。

白井委員 ありがとうございます。

木島委員長 ほかに。

確かに非常に膨大な量をこういうふうにとめていただいて、これを見ますと、本当に進め方というのがよくわかるし、図表を見てもよくわかりやすくなったなと思いますけれども、あとはこれをいかにきちんと実行に移すかということだろうと思います。

ほかに御意見。はい、どうぞ。

教育長 意見ということなんですが、今、委員長からお話がありましたように、9ページのところに今回のビジョンの位置づけがありますけれども、20年度までは教育行政の推進に当たってということで、基本方針については毎年度策定されていたわけですが、21年度以降はこの教育ビジョンで教育行政、学校の教育などが進んでいくという形になるわけで、またこの教育ビジョンをつくるために本当に事務局のほうで随分な時間を割いて、意見を聞きながら、膨大な作業を進めてここまでの形にされたわけですから、このビジョンをどっしりと受けとめて、大事な点を本当に実行していくためのよりどころとしてビジョンを活用していただきたいと思いますと思っております。

あと、これも教育政策課長から説明がありましたけれども、最後の国、都への要望の部分で、人事権の移譲などについてパブコメでも御意見も多かったし、この間いろいろ議論もあるところの部分について、最終段階で最新の状況なども織り込んでまとめられたということで、そういう意味でよかったなと思っております。

以上です。

木島委員長 はい、羽原委員。

羽原委員 大変御苦労さまでありました。改めて全部読ませてもらって、かなり修正もよく生かされたし、いいものになったと思います。ただ、これを全部読む人は相当少数の方になりますから、新宿区の教育の眼目が何であるか、例えば僕からすると基礎学力の、つまり低いレベルの学力の児童・生徒をレベルアップするにはどうするか、こういうことに新宿区は特に力を入れます。優秀な学生をつくるという制度をつくるよりも、基礎学力に欠けている子どもたちを育てる、伸ばすというようなこととか、外国人の子弟の教育に非常に力を入れますとか、新宿区らしい5つとか7つとか、そういう柱を抜き出してわかりやすくアピールできると。あくまでもこれは新宿区の特徴が、どこでもやっている、都がやる、国がやる、どこでもやっているようなそこを強調するのではなくて、新宿区はここだぞという、ぜひそういうアピール効果があるような簡便なレジュメをつくっていただきたいと思います。

それから、小さいことですが、例えばこれはもう既にお願ひして、55ページ、図表でちょっとモノクロであるから、字が小さ過ぎて見えないとか、グラフの色合いとか、ちょっと若干、幾つか不具合があるかと思いますが、この辺は印刷段階でぜひ工夫願ひたいと思っています。大変御苦労さまでありました。

以上です。

木島委員長 はい、どうぞ。

教育政策課長 今の御意見を受けまして、先ほども御質問いただきました周知用のパンフレット、これはまさしくおっしゃるとおりでございますので、この膨大な内容についてぜひ読んでみたいと思えるような新宿ならではの施策をしっかりとめだしをして、全体の体系の中にしっかりと位置づけたもので、いいものをつくりたいということも一つございます。

それから、図表等を確かにたくさん使ってございますが、それもよく見えるような形で、印刷段階でのときには十分配慮した形で最終版をつくっていきたいと思っております。ありがとうございます。

木島委員長 ほかに御意見、御質問。

特にないようでしたら、これは本当に何回も時間をかけて繰り返し討論した結果ですので、本当にここまでまとめるのは大変だったろうと思います。本当に御苦労さまでした。あとは皆さん方の努力で、ぜひ一つ一つを実現する努力をしていきたいと思っております。

それでは、討論及び質疑を終了いたします。

議案第1号を原案のとおり決定してよろしいでしょうか。

〔異議なしの発言〕

木島委員長 議案第6号は、原案のとおり決定いたしました。

次に、議案第7号について、御意見、御質問をどうぞ。

これは、このいわゆる道路というのは区道なんですか。

教育政策課長 区道でございます。

木島委員長 どうぞ。

教育長 この部分、5.49平方メートルというのかかっているというのは取得の段階で知っていたんですか。

教育政策課長 通常、買収交渉をするときには、当然に民有地を買うわけでございますので、公有地である区有地との官民の境界を明確にした上で、どれだけの敷地を買うべきなのかということと、具体的に道路にかかる場合には、その部分がどれくらいあるか、それを含めて判断するわけです。今回の場合には5.49ということで、全体の中でも1%以下ということでございますので、あえて道路部分としての必要性はないんでございますが、そういうところも意識しながら鑑定のほうにかけたということで、事前に知っていたところでございます。

木島委員長 よろしいですか。

特に御意見、御質問がなければ、討論及び質疑を終了いたします。

議案第7号を原案のとおり決定してよろしいでしょうか。

〔異議なしの発言〕

木島委員長 議案第7号は原案のとおり決定いたしました。

次に、議案第8号について御意見、御質問をどうぞ。

羽原委員 この案件の内容自体、何も申し上げることはありません。ただ、教育長の臨時代理としての権限行使、これは非常手段であるべきで、極力減らす、使わないということを要望しておきたいと思います。

これは新宿区でそうやたらに使われるということがないと信じておりますが、しかしこれはもろ刃のやいばでありまして、使い方によっては相当なことができるので、事後に反対したときにはもう既に動き出しているという性質のものでありますから、これは極力、そのために事前審査とか持ち回りとかいろんな方法があるわけで、これは本当に使わない非常手段だと、行政はそうでなければいけないと思いますので、一つだけ要望として申し上げておきます。

木島委員長 はい、どうぞ。

教育政策課長 御指摘のとおりでございますので、この規定についてはおっしゃるとおり、子どもが最後の手段ということで規定があるものでございますので、十分今の委員の趣旨を踏まえまして、子どもとしても本当に最後の手段という形で対応するというので、基本的には臨時委員会も含めて、十分そのあたり日程調整、委員の方々との調整も積極的にやっていきたいと思っております。ありがとうございます。

木島委員長 そうということで、羽原委員の御意見を尊重してください。

ほかに御意見、御質問がなければ、討論及び質疑を終了いたします。

議案第8号を原案のとおり決定してよろしいでしょうか。

〔異議なしの発言〕

木島委員長 議案第8号は原案のとおり決定いたしました。

次に、議案第9号について御意見、御質問をどうぞ。

白井委員 ちょっと確認なんですけど、提案理由の中に新宿区文化財保護審議会の答申、かつ所有者の同意が得られた坪内逍遙の旧居跡と書いてあるんですけども、この写真を見るとこれ抜弁天の手前の道路の歩道上にありますよね。その所有者というと都ということですか。

木島委員長 どうぞ。

文化観光国際課長 所有者はもともと都でございますので、こちらの資料の一番下のところにも、恐縮でございます、議案第9号と書いてあるものの裏面の備考欄のところにも書いてあるかと思うんですけども、もともとこれは東京都が指定をしていたものなんです。これを東京都が解除をしたことに伴って、新宿区としてはどう取り扱っていくのかと。文化財というのは、法律でまず指定をすとかしないとか、法律で指定をする・しないで、指定をしないものについて都条例でどう取り扱うか。都条例取り扱わないものについて区条例でどう取り扱っていくかという、二重にはしていかないというのが全国的に基本的な概念です。そういう中では、東京都が指定を解除したことにあわせて、区の判断として、やはり坪内逍遙というのは新宿の土地にとって非常に重要な人物であると。そういう中で、改めて区として指定をしたというものでございます。指定をしたというか、指定をお願いしているものでございます。したがって東京都の部分ということでございます。

白井委員 所有者は都という部分ですね。

木島委員長 了解しましたか。

白井委員 了解しました。今は看板だけしかないということですよ。

文化観光国際課長 写真をごらんになっていただきますとおり、現在は看板があるのみで、全然その他、ここにそれがあったということをあらわす痕跡は何もないものなんです。ただ、これも繰り返しになりますけれども、ここにそういうものがありましたよということをしっかり残していくと、それが大事だということで今回お諮りをしているものでございます。

木島委員長 よくほかのところでも、何か石像みたいなので表側に銅版みたいなのを張ったのがありますね。何とか大学発祥の地とか、そういう計画は当然今はないということですね。

文化観光国際課長 今、実数のほうはちょっと御答弁できなくて申しわけないんですけども、約30ぐらい、例えば先般も、昨年でしたか、紅皿の墓ですとか、小泉八雲終焉の地ですとか、そういうような形で、その土地にそういうものがあったということを、いわゆる文化財のこういう、看板というお話がありましたけれども、案内板としてお示しているものは区内にも現在相当数ございます。

木島委員長 どうぞ。

白井委員 今の委員長の質問と同じなんですけど、大変文化的に意味のある坪内さんの旧居跡ということなので、予算の関係はあるとは思いますが、やはり何か石とか、何かもうちょっとわかるような形で、特にこの近くに、夏目坂のところに漱石の関係のものも今いろいろと考えて実行されていますよね。そういう形で何か文化的なものを考えていただけたらと思っていますが。

木島委員長 どうぞ。

文化観光国際課長 基本的に、現在はこうした案内板で表示をするというのは統一した処理としてこれまでやってきておりますので、基本的にはまずこのことを原則として、その上でどう土地の記憶というのをあらわしていくのかというのは、先ほどほかにも幾つもありますということも申し上げさせていただきましたので、そういうことも含めてどういうふうに取り扱うかは今後の少し課題として研究させていただければと思います。

木島委員長 どうぞ、羽原委員。

羽原委員 何て書いてあるかはこの写真ではわかりませんが、こういうのはできれば写真を、銅版の写真を飾るとか、旧居跡なんかは文字を読んでも、坪内逍遙ってだれという時代ですから、ぜひ旧居跡の写真を入れ込むとか、掲示板の下とか、先ほどの石造りのものにするならそこにちょっと銅版をはめ込んで写真を付設するとか、何かもうちょっと関心を持てるような、予算はかかるけれども、ぜひそういう工夫を、文字だけじゃない工夫をお願いしたい。

それからもう一点は、文京区は森鷗外の記念館の建てかえに取りかかります。森鷗外の文

京区以上に、漱石と新宿区の関係は深いんですね。養子に出された先もたしか淀橋の本郷の新宿のへりとか、早稲田東京専門学校で教えたこととか、それからそこで生まれて亡くなっていく、文学作品の半分ぐらいはあそこで生まれているというようなことからすると、新宿区にとっては全国区の人物の記念館としては、つくることが普通であろうかと。

それで、あそこの建物がいずれなくなればそういうこともあるかもしれませんが、例えば松本清張記念館なんかは、清張の書斎をそのまま取り込んだ形のものをつくっているんです。ですから、そういうような工夫はいろいろあるので、せっかく区長部局の課長さんが見えだから、教育委員会がじたばたしてもなかなかできませんので、陳情かたがたぜひお願いしたいと思っております。よろしく願いいたします。

木島委員長 はい、どうぞ。

文化観光国際課長 今2点いただいたかと思っています。まず1点目の坪内逍遙の案内板については、文字だけではということではなかなか興味関心というところも、今ございました写真を入れるなど、ある意味関心を引きやすい、親しみやすい、そんな工夫を新しい看板にはしていきたいというふうに思っております。

それから、後段の漱石の関係でございます。確かに夏目漱石は国民的文豪として非常に名高い方で、新宿に生まれ、かつ新宿で活動して、新宿で亡くなったと。しかしながら松山ですとか熊本との関係のほうがどちらかというと比較的知れ渡っている中で、ちょうど一昨年、漱石が生誕140周年ということで、こちらの教育委員会、それから区長部局が力を合わせて29事業を展開したというような年もございました。

それで山房の復元ですけれども、今回の第1次復興計画の中でも復元に向けての取り組みということがしっかりと入っております。ただ、先ほど委員からお話がありましたように、一方で、あの地には住宅が現在ございまして、その住宅との関係もしっかり整理していかないと山房の復元まではたどり着けないのかなということもございます。

そういう中で、区あるいは教育委員会だけではなくて、区民の方、多くの方の関心を引くような仕組みをつくりながら、一日も早い山房の復元に向けた取り組みということで、区長部局としてもしっかり教育委員会と一緒に取組んでいきたいというふうに考えております。

木島委員長 夏目漱石さんもそうですけれども、坪内逍遙さんもそれに劣らぬ非常に重要な方なんです。今の居住地が東京都の所有地だったらそこら辺もできれば、人手に渡るよりも。陳情でございます。よろしく願いいたします。

はい、どうぞ。

羽原委員 ふるさと納税というのがありますね。ああいうような形で、検討しているのはいいんですが、検討じゃなくて実施段階に移すために、この建物がなくなればできるなという想定が可能になったら、ふるさと納税を全国的に呼びかけるとか、坪内逍遙の場合は早稲田に演博がありますから、まだ資料もいろいろありますが、漱石の場合はやはり熊本や松山に負けるなというつもりで僕は言っているので、新宿の文化を高からしめるためにも早く実行段階に移してほしいと。協議は必要だけれども、協議に時間ばかりかけていると区長もかわっちゃいますから。だからピッチを上げてやっていただきたい。区議会もいろいろそういう組織をつくられたと思うけれども、区議会も人がかわるわけですから、なるべく安定的な時期に実施計画までこぎつけていただきたい。だれか熱中してやる人がいないと、こういうものは進まないんですね。だから区長も言葉だけではなくて、早く実施できるようなおぜん立てを区長部局でお願いしたいと、くれぐれも陳情して終わりたいと思います。

木島委員長 ということで、陳情が続いていますので、何分よろしくお願ひいたします。

特にほかに御意見、御質問がなければ、討論及び質疑を終了いたします。

議案第9号を原案のとおり決定してよろしいでしょうか。

〔異議なしの発言〕

木島委員長 議案第9号は原案のとおり決定いたしました。

以上で本日の議事は終了いたしました。

報告7 新宿歴史博物館休館日の変更の試行実施について

木島委員長 次に事務局からの報告を受けます。

都合により、まず報告7について説明を受け質疑を行い、その後報告1から報告6までについて一括して説明を受け質疑を行います。事務局から説明をお願いいたします。

文化観光国際課長。

文化観光国際課長 それでは、報告7について御報告をさせていただきます。

案件については、新宿歴史博物館の休館日の変更の試行実施についてございます。

こちらの資料にございますとおり、財団法人新宿区生涯学習財団、こちらが現在、歴史博物館の指定管理者として博物館の管理運営業務を受託している団体でございます。生涯学習財団からの新宿区新宿歴史博物館条例第18条第2項に基づく休館日の変更の承認について承認申請がございました。これについて承認をしたためというところでの報告でございます。

承認の内容が記書き以下のところがございます。休館日の変更、変更の理由については、開館日数を拡大し、利用者の利便性を向上するためというものでございます。変更前、現在の状態でございます。毎週月曜日が休館日ということでございます。ただしその日が祝日に当たる場合は、その直後の休日でない日ということでございます。変更後の状態でございます。第2月曜、第4月曜、要は毎週月曜日を休館日としていたものを、変更後については第2月曜、第4月曜について休館日にするというそういうものでございます。承認の期間については、平成21年4月1日から平成22年3月31日まで、この期間について試行というような形で休館日の縮小、言い換えれば開館日を拡大してというものでございます。よろしくお願いいたします。

木島委員長 説明が終わりました。報告7について御質疑のある方はどうぞ。

よろしいでしょうか。

報告1 平成21年第1回新宿区議会定例会における代表質問等答弁要旨
について

報告2 女神湖高原学園 観光付きバス 平成21年度上半期のコース及び
平成20年10月～1月分報告について

報告3 確かな学力の育成に関する意識調査の中間報告について

報告4 平成21年度新入学 学校選択制度 中学校 補欠登録者の繰上げ
について

報告5 (仮称)西新宿子ども園実施設計について

報告6 新宿区立図書館5館(中央・こども・戸山・北新宿・中町)の
開館時間の拡大について

木島委員長 それでは、ほかに御質問がなければ、次に報告1から報告6までについて一括して説明を受け、質疑を行います。事務局から説明をお願いいたします。

次長 それでは最初に、第1回の新宿区議会定例会における代表質問等の答弁要旨についてを御報告させていただきます。

お手元の要旨をごらんください。最初に公明党でございます。1番目が放課後等学習支援についての御質問でございます。(1)で、既に区では区費講師を学校に配置して、少人数学習指導の加配教員がいると聞いていますけれども、それはどのようになっていますかと。その教員を活用して担任をふやすようなことはできますかとそういう質問でございます。

(2)でございますけれども、子どもの学力の現状はと。(3)は放課後等という等の意味はどういうことかと。それから中学校で行っている補習の取り組みは何かと。3番目が小学校の取り組みは、その方向性はという御質問です。(4)でございますけれども、学習意欲や学習習慣に問題がある場合について、家庭教育支援の取り組みを充実させていることが必要だと考えますがどうですかと、これが(4)でございます。

次に答弁でございます。(1)の答弁でございますけれども、東京都は各学校が作成する加配教員の活用計画に基づいて教員を配置しております。一方そのほかに、新宿区では学校ではさまざまな課題を抱えた学級がありますので、担任ができる教員が増員されることで、学校の課題に応じた学級編成など柔軟な対応が可能になりますと。東京都では、学級編成基準の弾力化とか行っていないために加配教員の活用には制限がありますと。要するに、今東京都がやっている加配で担任ができないものですから、少人数学習はできても学級はできないということでございます。教育委員会としては今後、現在の学級編成や教職員の弾力的な運用について東京都に要望していくということで答えてございます。

次、(2)でございますけれども、新宿区の現状でございますけれども、知識・技能を活用する力に課題があると分析しています。基礎学力の定着については、二極化とは言えないまでも、個々の児童・生徒の学習到達速度の差が広がっていると認識していますというふうに答えてございます。

次、2ページ目でございます。(3)でございますけれども、放課後等の等の意味というのは、放課後に加えて土曜日や長期休業日を意味するものですよという答えでございます。でございますけれども、現在の中学校でやっている補習の取り組みでございますけれども、時期はほとんどが放課後や長期休業中にやっておりますと。あるいは土曜日に行っているのは3校あります。実施日数につきましては、平均すると週二、三日程度です。主に補習を行っているのは学校の教員でございますけれども、教育ボランティアや地域の協力者を得て行っている学校もあります。基礎学力が十分に定着していない生徒や補習を希望する生徒である学校がほとんどでございます。3番目でございます。今後、小学校への放課後等学習支援につきましては、放課後子ども広場を利用実施している区長部局との関係もありますので、連携しながら検討していきます。今現在検討会を立ち上げまして、25日に第1回を終わってございます。

(4)でございます。基礎学力の定着のためには、学習意欲の向上と学習習慣の確立が不可欠であります。最後のほうの2行ですけれども、教育委員会としては、今後は家庭での取

り組みの重要性について積極的に発言するなど、関係機関やPTAとの連携を図りながら一層取り組みを進めてまいりますという答弁をしてございます。

次に共産党でございます。1番目が教育ビジョンについてということで、(1)と(2)でございます。(1)でございますけれども、教職員の人事権の委譲を実現した際どんなことになるのかという御質問、が確かな学力推進員の配置によって、授業がわかりやすくなったと感じる児童・生徒の割合は今年度どうだったのかと、その結果をどう分析しているのかという御質問。が、確かな学力推進員について、小・中学校それぞれ何人の配置要望が出されているのか、増員すべきと考えるがいかかと。要望というのは校長会等で要望のことでございますけれども、その質問でございます。(2)でございます。学校選択制について地域に広く意見を聞いて、廃止を含めた見直しをすべきと考えるかどうかという御質問でございます。

3ページが答弁でございます。(1)で、人事権が委譲された場合につきましては、さまざまな課題を抱えた学級で担任ができる教員を増員して、学級編成など柔軟な対応が可能になりますよというふうにお答えしています。で、確かな学力推進員の先生が入ることで勉強がわかりやすくなったという質問について、今年度は60.0%で若干数値が下がっております。これは確かな学力推進員の授業力とか活用の仕方等、さまざまな要素があると考えられますけれども、今後は学校との情報交換を通して結果の分析を進めるとともに、区費講師そのものの授業力を向上させることに充実していきますということでございます。でございますけれども、各学校からは小学校49名、中学校22名の配置要望がございました。今現在51名ですので、それに確かな学力推進員に加えて連携教育推進委員を10名配置するとともに、東京都からの加配教員を増員することで、学校からの要望にこたえていきたいというふうに答弁してございます。

次は、(2)の選択制でございますけれども、平成16年度1年生より導入して、本年度で6年になります。今年度につきましては、アンケートで学校選択制そのものの適否についても聞いてございます。その結果が、小学校は制度があったほうがよいは62%、なくてよいが10%、中学校は67%と7%、それぞれなくてよいがかなり低い数字でございます。したがって直ちに制度を見直すことは考えてございませんけれども、どのような形で検証するか、あるいは意見を聞くかについては今後検討していきますという答えをしております。

次は、民主党議員団の質問でございます。児童・生徒による学校への携帯電話持ち込みと登下校の安全確保についてということで、携帯電話に関する昨年9月の教育委員会の調査と、

12月に実施した全国調査の概要について、2番目がこれらの調査結果についての教育委員会の認識はという御質問でございます。

4ページでございます。答弁は(1)の で、調査の結果によりますと、多くの小・中学校が携帯電話の持ち込みについて原則禁止しております。一律で持ち込みを禁止している学校は小学校2校、中学校4校でございました。 の教育委員会の認識でございますけれども、保有率や家庭でのルール等に関し、適切に状況を把握して対応策を考えることが重要であるというふうに考えていますというふうに答弁してございます。

2番目の学校裏サイトについてでございます。(1)でございますけれども、学校裏サイトに関する調査結果と教育委員会の認識についてどうかと。それから(2)で、新宿区では監視するための専門業者委託は考えていないのかと。(3)としましては、携帯電話やインターネットの家庭におけるルールづくりについて、(4)はネット利用の際の個人情報の取り扱いに関する指導について、(5)が学校裏サイトへの書き込みが発見されたときの対処についての御質問でございます。

(1)でございますけれども、新宿区では昨年5月にトラブルが1件ございましたというふうに答えてございます。(2)でございますけれども、学校裏サイトにつきましては、上から3行目ぐらいですけれども、学校名がついていない、パスワードが必要であるなどの理由のために検索が困難でありまして、学校だけではなかなか難しいということでございます。しかしながら都では、来年度、学校裏サイトの監視を業者委託にすることになってございます。その中で新宿区もカバーされますので、その辺の様子を見ながら区も考えていきたいということでございます。(3)でございます。児童・生徒が携帯電話を適切に利用できるようにするためには、学校だけでなく家庭においてもルールづくりが重要ですよというふうに答えてございます。

次に5ページでございます。(5)でございますけれども、昨年区立中学校で行った学校裏サイトのトラブルでは、学校は被害を受けた生徒の立場に寄り添いながら、担任等を中心にきめ細やかなケアを行うとともに、加害生徒に対しては十分な配慮を行った上で、決して許されないものであるということを厳しく指導しました。また、生徒たちの保護者に対しては、学校の対応について説明して、家庭とも連携しながら取り組んだところでございます。

次は、新宿区議会無所属クラブの質問でございます。国語教育のあり方についてでございます。(1)で外国語学習の必修化に対してどのような見解を持ち、どのように評価をしているかと御質問。(2)で世田谷区「美しい日本語特区」についてどのような評価をしてい

るか。 で新宿区の現在の国語教育についての問題点をどのように認識し、いかに対応するつもりかとの御質問でございます。

6 ページでございます。(1) に関しましては、外国語活動の目的につきましては、外国語を通じて国語や我が国の文化の理解を含めた言語や文化について体験的に理解を含めること、コミュニケーションを図ろうとする態度の育成を図ること、コミュニケーション能力の素地を養うことであります。そういう意味から、国語の授業時数を小学校 6 年間で 80 時間程度ふやすとともに、外国語活動の必修化は国際的に通用する日本人の育成の観点から、双方を重視したものであるというふうに認識しているというふうに答えております。

次に(2) でございますけれども、世田谷区がやっている特区につきましては、深く考える力、自分の考えや思いを表現する力、日本文化を理解し継承する態度の育成をねらいに、教科「日本語」の学習を進めていることについては認識しており、日本語教育の一つの方法であるというふうに思っていますというふうに答えています。その後、新宿区については、国語も大事にしつつ、全教科での言語活動も大事にすることで国語に取り組んでいきますということで答えてございます。 でございますけれども、区の国語教育で子どもたちは一定の力をつけているということを考えていますけれども、国の調査結果などからは、目的に応じて必要な情報を読み取り、わかったことや自分の考えを書くこと等に課題が見られますと。その解決を図るためにこれから一層の充実を図っていくというふうに答えてございます。

次に、7 ページでございます。社会新宿区議会議員団の質問でございます。区政の基本方針についてということで、中央図書館のことを質問されてございます。新中央図書館の建設の検討組織の構成と検討の進め方について、また新中央図書館の目指すイメージと内容についてはどうかという御質問でございます。

答弁でございますけれども、検討組織については、学識経験者、図書館関係団体、学校関係者代表、公募区民のほか幅広い分野のメンバーで構成する予定でございます。検討に際しては、区民や利用者のアンケート調査を実施しまして、新中央図書館の将来像についての御意見、御要望を伺っております。加えて、テーマによってワークショップの技法を取り入れてあり方を検討していきますというふうに答えてございます。

新中央図書館のイメージでございますけれども、3 行目ぐらいから、ビジネスや法律、健康など、区民の日常生活におけるさまざまな分野の課題解決を支援するとともに、児童・生徒のしらべ学習の手伝いをしていく。また、知の拠点として、活字媒体だけではなくて、インターネット利用可能なパソコンの提供や、商用データベース検索情報の提供など、IT 環

境を整備していくというふうに答弁してございます。

次、2番目で新宿区教育ビジョンについてでございます。(1)で説明会やパブコメの意見をどのように成案に反映させたのか。(2)で環境、平和、多文化共生などが新宿区の特徴として教育目標に入れるべきである。14の課題の中の環境の位置づけについてどうなのか。(3)で学校選択制の抜本的な見直しを求めると。(4)30人以下学級の実現に対して、人事権の委譲は都に要望しているが、少人数学級の位置づけは要望していない、見解を示すべきと。このときは、議会に配ったのは、きょう見ていただいたその前のものがございますので、要望はしていないところでございます。(5)教員への事務量が増大し、多大な実態が指摘されており、メンタルヘルスなどの問題も抱えている。ビジョンに示すべき課題と考えるという御質問でございます。

答弁でございます。パブリック・コメントにつきましては、最終的に延べ62件、説明会では94件の貴重な御意見をいただきました。8ページ目でございますが、多くの意見を成案に反映させていますよということでございます。

(2)の でございますが、環境については、環境を大切にする心を新たに盛り込みました。平和と多文化共生については、教育目標の中にその理念や考え方は既に盛り込まれているというふうにお答えしています。 で課題3の言語・体験活動の充実についての環境の位置づけについては、言語体験活動の充実の中に位置づけていますと。

(3)で小学校の学校選択制については、先ほどの答えと同じですけれども、アンケートで聞いておりますと。したがって、なかなかすぐには見直すことはできませんけれども、今後より広く地域の御意見を聞いていくことについては検討していくというふうに答弁してございます。

次、(4)でございます。学級編成基準につきましては、法律によって東京都教育委員会が定めることになっております。したがって実質的な30人以下学級を実現するためには、人事権の委譲が不可欠であります。この人事権の委譲について、都区で一定の合意には達してございますけれども、実現にはまだまだ多くの課題がございます。しかしながら学校では、今現在さまざまな課題を抱えた学級がありますので、40人という文科省が示している学級編成基準のもとで、現状のさまざまな課題に対応していくためには、東京都の加配教員の弾力的な活用によって、担任ができる教員の増員が必要と考えておりますと。教育委員会としては、ビジョンの中で今後、現在の学級編成や教職員の弾力的な運用について東京都に要望していくというふうに答えてございます。

次(5)番でございます。教員の事務量の増大につきましては、3行目ぐらいから、教材作成や校務処理を効率化するための教員一人一人にパソコンを配備してやりますと。もう一つは、事務量軽減のための学校事務効率化検討会において、実態を把握して効率化の具体策を検討していく。実態の把握についてはほぼ終わってございますので、今後はその具体策を学校は検討していくことになります。

次は9ページでございます。自由民主党議員団の質問でございます。1番、児童・生徒の体力向上について、区の子どもたちの現在の体力はどのような状況かと。体力向上に関するこれまでの取り組みは、今後の取り組みはという御質問でございます。

まず(1)でございますが、全国と比較し全般的に低い数字になりますと。その中でも敏捷性、持久力、柔軟性は都よりも低い傾向にありますという答弁です。(2)でございますけれども、小学校では朝の時間を活用して、縄跳びや持久走を行っています。中学校では主に部活動で体力向上を図っています。(3)でございますけれども、今後も児童・生徒の体力の向上を図る取り組みをさらに推進していきますと。なお、新しい取り組みとして、都で中学生を対象にした、区市町村対抗駅伝大会が予定されています。区でも先ほど来、西戸山中学校の全国大会出場を踏まえまして、生涯学習財団と連携しながら、小・中学校駅伝大会の実施について具体的に検討していく予定でございますと答弁をしております。

次は、学校教諭のAED操作講習会の徹底についての質問でございます。(1)で、普通救命講習を実施して、全教諭がそれを受講すべきではないかという御質問。それから、次の10ページ目でございます。(2)で特に体育専科の教師は、さらに上級救命講習を受講すべきではないか。(3)で、その上の指導者の育成コースについて、各学校に1人ぐらい配置されるのが望ましいのではないかと。(4)で中学校卒業時に、卒業証書とともにもう一つの卒業証書、救命技能認定証の付与はどうかという御質問でございます。

(1)でございますけれども、新宿区ではAEDを17年度に中学校、18年度に小学校、特別支援学校全校に鋭意設置しております。普通救命講師については、全校の教職員に対し毎年実施していますが、毎年を受講生が多いとは言えませんので、今後受けやすい時期に講座を設定する予定であるという答弁でございます。

(2)でございますけれども、上級救命講習につきましては、平成20年度で12名の教員が参加しましたと。今後も積極的に呼びかけていきますという答弁です。

(3)応急手当普及員講習につきましては、講習時間が長い、これは3日間で24時間の講習時間でございますのでなかなか受けにいきません。そのためにとりあえずは、上級救命講

習の普及に努めながら今後検討していきますという答弁にさせていただきました。

次、(4)現在半数の中学校で救命救急講習を年間計画の中に入れて実施しております。今後ともその消防署との連携を図りながら取り組んでいきますという答弁でございます。

次に、花マルクラブの御質問です。学力テストと確かな学力の推進計画についてという御質問。(1)で、確かな学力を測定する方法については、文科省の全国学力学習状況調査の正答率が大きな判断基準になるのではないかと。この目的は何か、また結果を受けての教育委員会の方針は。(2)で、確かな学力を判断する材料として、この調査以外にあるとすれば何かということでございます。

11ページでございます。(1)で、この調査の目的は、児童・生徒の学力・学習状況を把握・分析することにより、教育の結果を検証し改善を図ること、それと各教育委員会や学校等が全国的な状況との関係において、みずからの教育の結果を把握し改善を図ることです。新宿区の児童・生徒につきましては、基礎的・基本的な知識、技能はおおむね身につけているものの、知識を活用する力に課題があることについては認識していますというふうに答えてございます。

(2)でございますけれども、確かな学力とは、基礎的な知識・技能だけではなくて、課題を解決するために必要な思考力、判断力、表現力や、主体的に学習に取り組む態度など総合的なものであります。したがって、今度の調査以外にも東京都による調査、あるいは各学校がそれぞれ実施している定期考査とか、単元末テスト等、多岐にわたってそういうもので判断していますということに答弁させていただきました。

大変雑駁ですが、以上でございます。

教育政策課長 続きまして、報告の2でございます。女神高原湖学園 観光付きバスについての報告です。これは昨年の10月からスタートしてございますが、その段階で一度報告をさせていただいてございます。

今回は2回目ということで、1番の概要のところでございますが、ヴィレッジ女神湖行き観光付きバスの平成21年度上半期の運行計画ができましたので、その関係で区民の方なるべく早く周知をして利用を促すということから、今回この内容について周知をするために、今回報告をさせていただくものです。

目的等については、その記載のとおりでございます。本来ならば2月6日の定例会にあわせるごとく報告するところでしたが、前回のときには間に合いませんでしたので、今回の報告となっております。申しわけございません。

2番のところを見ていただきますと、21年度の上半期4月から8月までの5カ月間のコースということで、 から まで、13コース、37本の内容について簡単な概略説明をさせていただきます。日付については出発日をあらわしているものでございます。それから括弧書きの1人当たりの金額については、その米印にありますような形で、閑散期割引を提供した区民棟2名の1室利用という形で記載をさせていただきます。昼食、観光施設等の利用料金は入ってございません。

それから、次のページを見ていただきますと、この1人当たりの金額はどんな格安の内容なのかということで、若干簡単に参考とする形でそこに比較で出させていただきます。鉄道を利用して同じ区民棟を利用したときの1泊2日の大人の1人当たりの運賃、宿泊費という形で整理して書かせていただきます。長野新幹線を利用したときには、1万6,140円、中央線、在来線の特急の場合には1万7,940円ということで、同条件で比較したとの比較でいきますと、新幹線の場合2,940円、それから在来線の場合には4,740円のお得だと。さらにあわせまして、今回のものは観光もついているということで、非常に割安感があるかなというふうに思っているところでございます。

3番のところは周知方法ということで、これも既に周知させていただいておりますが、2月15日の広報、それから3月1日の私どもの「しんじゅくの教育」これについては から の春のコースを出してございます。それ以外にレガスの広報誌、レガスの3月号、これは4月、5月のコース分だけでございます。それ以外にもヴィレッジ女神湖のホームページで順次紹介し、また分庁舎の地下の受付窓口、出張所や地域センターなどでチラシを配布という形です。また、ヴィレッジ女神湖の紹介については、2009年版の暮らしのガイドにも掲載をしていくことになってございます。

次のページの4番目でございますが、これは10月から1月までの3カ月分のまとめということでこの段階で報告をさせていただくものです。1番については、3カ月間、11本計画をさせていただきましたが、なかなか準備不足で始めたこともあり、非常に内容的には申しわけない状態になってございます。6本運休という形になってございます。参加していただいた5本の内容については、(2)のところ記載のとおり的人员を対象にしてございます。最少の催行の人員数が15名というふうに設定してございましたが、これは業者の努力で、1けたになっても行かせていただいたという形でございます。

5番のところについては、実際に参加をされました方の満足度をはかるということで、これは業者のほうでアンケートをとった内容でございます。コース、バス、案内、それから料

金、そういったところを中心に満足度について記載をさせていただいたとおりの満足度のレベルで、おおむね7割から8割の方がその対象として満足だというふうにお答えいただいております。

その下に具体的な自由な意見を書かせていただいております。非常に夢のような企画だったという方、また非常にいろんなところを回って行かせていただいております。特に車のない方には本当によかったということも言っております。また今の時期、スキーのシーズンでございますけれども、初めてのスキーの方の場合に、これは新宿のスキー連盟の協力もいただいて、インストラクターとしてつかせていただいて、そういったことでも非常に安心してスキーが楽しめたそんな御意見もいただいたところです。

また逆に、非常によかったために、もっとよりその内容を充実してほしいということで、そこにちょうど中段あたりからいろんな御要望も書かせていただいております。特に1つだけ不満足な方が1件おられました、その方は下から2つ目のところですが、逆にいろいろ回り過ぎて疲れたというふうな御意見もあって、こういったことも考えなくちゃいけないなというふうに思っているところでございます。

その次以降は、実際につくらせていただきましたピラを添付させていただいております。こういったものを区民の方に周知をしながら、より一層利用度を高めていきたいというふうに思っております。

以上でございます。

教育指導課長 報告3でございます。確かな学力の育成に関する意識調査の中間報告についてということで、今まで御案内のように、平成18年からこのタイトルでの調査を実施してまいりました。18年度につきましては19年にこのような緑色で、そして19年度は昨年20年にこんな色で報告書を最終的にまとめさせていただきましてお届けしたところでございます。

この調査、平成20年度につきましては、昨年の11月28日から12月9日にかけて、対象は今までと同じでございます。小学校4年生、6年生、中学校2年生、そしてその保護者、そして区内公立学校の学校評議委員、教職員全員の方を対象として実施をしたところでございます。

回収結果といたしましては、今年度88.1%、すべての方のトータルでございますけれども、88.1%ということで、ほぼ前年度と同じ程度でございます。前年度は88.6%ございました。これにつきましては、実施後、1月23日の段階で、データの入計、集計している業者から、素データを私どもがもらいまして、いち早く各学校には切り分けた、各学校のデータのみで

ございますけれども、配付済みでございます。学校ではそのデータをもとにしながら、今現在、次年度の教育課程の編成に取りかかっているところでございます、その編成に役立ててもらおうといったところでございます。今日は、その素データの中の一部につきまして、こんなグラフ化をしましたという中間報告でございます。

今回につきましては、確かな学力推進員の先生の授業についてということと、夏休みの短縮、授業日数の増加について、そして日ごろの学校の授業についてという3項目についてグラフ化したものをお示ししてございます。お時間の関係もありますから、1つ、2つだけ紹介させていただきます。

先ほどの次長からの報告1の中にもございましたけれども、今回の議会の代表質問の中でも意識調査結果が問われまして、その1つ、今回ではお手元の資料15ページでございます。15ページの上に、確かな学力推進員の先生が授業に入ることで勉強がわかりやすくなった。これは児童・生徒の皆さんにアンケートをとったものでございます。この調査結果が問われました。すべての学年の調査結果を計算しますと、今年度につきましては60.0%がとても当てはまる、当てはまるといった結果でございました。実は19年度を計算いたしますと、同じこの調査では64.6%といったところではございました。実は私どもにとりましては、常々委員の皆様方からも御意見をいただいているように、確かな学力の向上、基礎学力の保障といった点での一つの方策として、確かな学力推進員を入れていく、この充実によって授業を充実していくことによってこの数値を上げていきたいといった、そんな願いを持っていたところだったのですが、残念ながら今回は若干下がっていたといったことでございます。

代表質問の中でも教育長から答弁していただいたところでございますけれども、結論から言いますと、今後じっくり分析をしなければいけないなとは思ってございますが、考えられることといたしますと、1年前と今年度では、確かな学力推進員が、51名中23名が何らかの形でおやめになって、新規で採用してございます。そういった点でいきますと、新しい方も含めて、推進員自体の授業力に課題があったのかもしれませんが、学校での活用の仕方に課題があったのかもしれないなど。また、このグラフをごらんいただきますと、実は小4と中2は前年度とそれほど変わっていない、あるいは中学生につきましては、とても当てはまるという数字は上がってございます。しかし、小6で思ったよりもちょっと下がっているといったようなデータもございます。ですので、何か小6といったところにも原因があるのか、こちら辺は実際にもう学校に聞き取らないともうわからないところだと思っておりますので、ちょっと時間をかけまして、今後聞き取りも含めて分析をしていきたいなと思っております。

もう一点、夏休みの授業日数についてということで、実は初年度と2年目までは、2学期が早く始まり学校生活のペースが取り戻せたかどうかとか、あるいは学校に来る日が多くなり友達と楽しく過ごせたかどうかとか、学校に来る日が多くなり勉強がたくさんできたかどうかと、何ともどう評価するかわからないような聞き方で問うていたということで、本当にどう考えているかわからないじゃないかという御意見もいただきまして、実は昨年度は自由記述というところでの記述もしていただきました。

これもまた私どもなりに肯定的意見、否定的意見を問いましたけれども、これもまた何とも、それをどう受けとめたらいいのかわからないじゃないかという御意見もいただきましたので、今回はストレートに8月25日から2学期が始まることについてどう思うかといった、そんなストレートな質問もさせていただきます。

例えば3ページ目をごらんいただきますと、これは教員でございますけれども、教員のデータが載っておりますし、また次のところ、8ページ目を見ますとこれは保護者でございます。というように、この中にそれぞれ先生方、保護者、評議委員、児童・生徒さん方ということでストレートに聞いてみました。

結論から言いますと、一番否定的であったのが教員であるということがわかりました。大体想定内であったんですけども、小学校の教師が14.6%が肯定、中学校教師が18.2%と大変低いです。次に高くなってくるのが子どもたちなんです。中学校2年は案の定低いです、18.6%。小6になりますと27.4%にふえ、小4になりますと44.3%にふえてまいります。今度保護者にいきますと5割を越してございます。小学校保護者は51.5%、そして中学校保護者は57.8%が肯定組でございます。また学校評議委員になりますと、小学校評議委員の方は68.4%、中学校が68.9%と、大体想定したとおりだったなと。ただし、教員がここまで低かったというのはちょっと実は想定外ではございましたけれども、大人の方、社会的にはやはり時数も重要であるといったところが、やはり認識の中には強いのではないかなといったところがございます。

いずれにいたしましても、このようなデータをすべてグラフ化いたしまして、5月の当委員会にはお示しをしたいと思っております。なお、今実は内部で事務局で検討しておりますのは、今まで2年間そのグラフ化はこのような形ですべてお示しをしましたが、この間、これをグラフにしても余りのグラフの多さにだれも見ないよという御指摘、あるいはもっとビジュアル的にできないのかという御指摘も多々いただきました。確かにこれをすべて詳細なものをグラフ化したものを冊子にして御提供しても、読んでいただく方はほんのわずかかもしれな

いといった中で、今後印刷するものをどんな形にしたらいいのか、最終的にももちろんすべてのデータはホームページでアップいたしますけれども、それとは別のこの冊子につきましては、何か工夫する必要があるだろうということも考えてございますので、そんなことも含めて5月にまた御報告したいと思えます。

以上でございます。

学校運営課長 平成21年度新入学 学校選択制度 中学校 補欠登録者の繰上げについて御報告をさせていただきます。

今年度対象になりましたのは、牛込第一中学校1校でございます。定員は40名、受入上限数については115名を想定してございます。今回の学校選択の補欠繰上げ指定日、2月20日でございますけれども、この時点での牛込第一中学校への入学予定者は96名ということで、受入上限数との差19名でございます。補欠登録者がちょうど19名ということで、現在お待ちいただいている方につきましては全員入学していただくという結果になりました。

なお、実は抽選時につきましては補欠登録者は26名ありまして、さらにその後新たに希望された方が1人いらっしゃいまして合計27名になったわけですがけれども、転居者あるいは国私立中学への合格者を差し引きまして、2月20日現在19名の方がお待ちになっていたということでございます。なお、受入上限数と同数で繰り上がってございますので、今後、指定校変更あるいは転入者で学校選択を希望される方につきましては、この辺の人数によって慎重に判断して入学を認めていきたいというふうに考えてございます。

以上でございます。

副参事（幼保連携・子ども園等推進担当） それでは、報告の5番、（仮称）西新宿子ども園の実施設計について御報告をさせていただきます。お手元の資料をごらんいただきたいと思います。

（仮称）西新宿子ども園につきましては、昨年6月に施設の整備の手法を既存園舎の改修、増築による2階建てから新築3階建てに変更し、平成20年度につきましてはその設計を進めてまいりました。今月末には実施設計がすべて完了いたしますが、設計図面ができ上がりましたので、本日、目の前に簡単な模型も御用意しておりますが、実施設計の概要と今後の工事につきまして御説明をさせていただきます。

園舎の設計に当たりましては、まず初めに園の規模、この場合、認可のとり方や児童定員数、また通常の保育室以外に部屋を必要とする特別保育等について想定する必要がございます。今回の（仮称）西新宿子ども園につきましては、資料にありますように、3歳から5歳

を幼稚園認可、それからゼロから2歳を保育園認可、これをそれぞれ取得するものでございます。また、児童庭園につきましては、ゼロ歳から5歳各一部屋で総定員132名を考えております。特別保育授業につきましては、専用室型の一時保育を含め、ゼロ歳児は産休明け57日から、それから延長保育の実施を想定しております。

実施設計の概要でございますが、お手元の資料2枚目A4の別紙資料1をごらんいただきたいと思っております。建築物の概要でございます。施設面積は約1,560平方メートル、鉄筋コンクリートづくり地上3階建てです。高さは最高のところで14.5メートル、南側の公道から申し上げますと約10メートルちょっとというような高さになります。建築面積は約678平方メートル、延べ床面積につきましては1,311平方メートル、テラス部分を含めた延べ面積は約1,424平方メートルになります。建築の場所、位置につきましては、現在の西新宿幼稚園舎を解体し、同じ場所に新園舎を建設するものでございます。

次に、保育室等の配置についてでございます。2枚目の各階の平面図をごらんいただきたいと思っております。向かって左側から1階、中央が2階、右が3階の平面図となります。まず1階部分でございますが、3歳児、4歳児、5歳児の各保育室、それから遊戯室とランチルームを配しました。これは3歳から5歳が、先ほど申し上げました幼稚園認可を取得することから、幼稚園の場合ですと保育室の設置が2階までという条件が付されること。それから、幼児がすぐに園庭に出られるようにといったことを配慮したものでございます。

次に中央部分、2階部分でございます。この2階にはゼロ歳児室と早番・延長保育室、それから給食室と管理者室を配しました。2階は建物の南側、図面で言いますと手前のほうになりますが、これが出入口を設けることから、荷物の多いゼロ歳児保護者の動線、あるいは来園者の把握、食材の搬入などを考慮したものでございます。

右側3階でございます。3階には1歳児、2歳児の保育室、それから一時保育室、会議室や職員の休憩室等を配置しております。乳児につきましては、室内での活動が多いということで、日当たりのよい3階部分に配置したものでございます。また、3階東南の角には、約60平方メートルのテラスを配置しておりまして、このテラス南側、公道側でございますが、ここには2階の公道への避難用滑り台を設置いたしまして、火災等の災害時の避難通路というふうに使おうと考えております。ただしふだんは乳児の遊び場として使用する予定でございます。

なお、図面はございませんが、園庭についてでございます。今回の西新宿子ども園の園庭につきましては人工芝を考えております。四谷子ども園では園庭を土にいたしましたが、西

新宿では、これまで小学校の校庭と幼稚園の園庭が一体的な利用状況にありました。また平成22年に小学校の校庭の人口芝生化などもあることから、それとここの地形が南側の公道面と学校の校庭との高低差が約4メートルほどあるといったことから、園庭の日当たりが四谷と比較しますとそれほど多くないといったことなどを考慮いたしまして、今回は人口芝を採用するものでございます。そのほかといたしまして、この施設では区内の保育園、幼稚園では初めてオール電化と太陽光発電の導入をするものでございます。

次に工事の進め方についてですが、資料の最後に工程表をつけておりますのでそちらをごらんいただきたいと思っております。工事の際は工事車両の駐車、あるいは資材等の置き場等で小学校の校庭の一部を使用することを前提としております。まず、既存園舎の解体についてでございます。毎年西新宿小学校では、春に校庭で運動会を開催しております。ことしは5月31日の日曜日を予定していることから、解体工事につきましては、この運動会の開催に影響のないように6月から着手し、約4カ月間を予定するものでございます。新築工事につきましては、ことしの11月から約14カ月間を予定いたしまして、完成は来年12月の予定となります。参考までに表の中段には、同時期に実施する予定の周辺施設の工事を記載しております。この一連の工事期間中、幼稚園のお子様につきましては仮園舎での保育となります。仮園舎につきましては昨年夏の工事で小学校内に整備しており、今月27日金曜日に春休み期間中になります。引越しを行い、新年度からの実施に備えてまいりたいと考えております。

最後に、工事計画説明会の開催についてでございます。1枚目にお戻りいただきたいと思っております。説明会の開催についてということで、幼稚園、小学校保護者並びに校庭や隣接する旧淀橋第二中学校グラウンドの利用者、それと周辺住民の方々を対象に、今月23日西新宿幼稚園の遊戯室にて説明会を開催いたします。16時から保護者、利用者を対象に、18時30分からは近隣住民の方を対象に計2回開催するものでございます。本日の報告後、来週には周知を図ってまいりたいと考えております。なお、工事の具体的な説明をさせていただく工事説明会につきましては、新年度になりまして請負業者が決まりましてから別途開催する予定でございます。

報告は以上です。

木島委員長 はい、どうぞ。

中央図書館長 歴史博物館の開館日の拡大という後でちょっと色あせてしまうんですが、区立図書館5館についても開館時間の拡大ということを図りたいと思っております。これは今回戸山、北新宿、中町という指定管理者が入る図書館につきまして、開館時間を1時間ほど

繰り上げます。いわゆる午前10時から開館だったものが午前9時から開館といたします。これに伴いましてシステム等のことも考慮いたしまして、中央図書館も合わせて午前9時から開館したいと思っております。表のとおりでございますが、21年3月までは従来どおり、21年4月から中央図書館、それからこども図書館、それと戸山、北新宿、中町、それぞれ開館時間を午前10時から午前9時に繰り上げさせていただきます。ほかの四谷、鶴巻、西落合、角筈、大久保の5館は、開館時間の変更はありませんで、21年4月以降も従来どおりということでございます。ただ、来年度また四谷、角筈、大久保が、指定管理者が図書館の運営を行うことによりまして、開館時間のさらなる拡大を図ってまいりたいというふうに考えております。

以上でございます。

木島委員長 説明が終わりました。報告1について御質疑のある方はどうぞ。いかがでしょうか。

この質問の中で、携帯電話の件に関しての質問があったと思うんですが、携帯電話というものを持たせる家庭においては、やっぱり子どもがいつどこにいるのかとか、そういうことを聞きたいということがあると思うんですが、携帯電話というのは、今の携帯電話ですとほかの機能がいろいろついているわけですが、例えば小学生とか中学生とかに持たせる携帯電話は、これはNTTなりそういう携帯電話の会社に希望して、いわゆる自宅だけの連絡だけというような機能しかない携帯電話をつくってほしいというような希望はどこからも出ていないんですか。

教育指導課長 今現在、さまざまな課題を抱えて制限すべきであるという社会の意見はございますけれども、保護者地域のほうからは、そういう声は上がっていないのが実情でございます。ただし、教育委員会のほうからフィルタリング、これはまた家庭がすることなのではございますけれども、フィルタリングの徹底ができないかというような声はございます。それにつきましては、私どものほう、もちろん御家庭がすることですので徹底はできませんが、研修会等々を通しながら、各学校での保護者会あるいは学校便り等々を通した周知の中で、そういうこともぜひお願いをしたいという発信をしているところでございます。

以上でございます。

木島委員長 今は、例えば、携帯電話というのは非常に機能が多がついているわけですね、ゲームもできるし、携帯でのウェブでいろいろ問題も起こっているわけですから、どうして出ないのかなと僕はいつも不思議に思っているんですが、子どもたちに持たせておいたほう

が、帰ってくる時間だとか、塾にいるというような連絡にいいんだという答えをする御家庭も多いわけなんですけれども、そうであれば、何も子どもに持たせる携帯電話の機能が多いのは必要ないと思うんですよね。それは私個人の考えかもしれないんですけれども。そういうような問題をぜひ検討の意見として出てもおかしくないと思うんですけれども、そこら辺のところも検討の一つではないかと思うんですが。

教育指導課長 本当に今まで、特に生活指導の問題の中で、携帯あるいは学校裏サイトというようなものについて、もちろん2006年ぐらいから随分その問題点は指摘をされながら、まだここまで大きく取り上げていなかったのが実態でございますけれども、しかしもうこの段に来ますと、具体的な事例の中で問題が起きてきている。実際に裏サイトにつきましては、今現在1例しか出ておりませんが、いわゆる携帯電話での嫌がらせ等々の書き込みがあったということで生活指導を行ったという学校は、中学校におきましては全校、小学校でも十数校出ているといったような本区での調査がございました。

それを考えますと、委員長が御指摘のように、携帯電話を持たせるにしてもどんなものなのか、あるいは持たせた方を含めて、教員のほうでもますますじっくり考えていかなきゃいけませんし、保護者も含めて検討していただくような、そんな機会をこれから持っていけないと、やっぱり生活指導では対応していくことができなくなるのではないかと、そんな認識を持っているところでございます。ぜひ委員長の御意見を参考にさせていただきながら、次年度以降、また生活指導を進めてまいりたいと思います。ありがとうございます。

木島委員長 例えば大阪府の橋下知事が、持たせるなという意見が出ましたけれども、便利なものは持ちたいというのはわかるわけですから、その便利なものがいわゆる危険性を伴わなければより便利だろうと思うし、安全だと思います。ぜひ、新宿区教育委員会発の制限された携帯を小学生、中学生に持たせるのは賛成だというような意見も出てもしかるべきかと思うんですが、ほかの委員、いかがですか。

はい、どうぞ。

教育政策課長 私のほうではPTAのほうの所管をしてございますので、家庭教育の一貫の中で、今の問題についてもやっぱり実は十分御議論いただかなくちゃいけないテーマだし、小学校、それから中学校、全部の学校でないまでも、そういったテーマを前提に、そういった学級や講座を開いた学校もございます。そういったところについて、今委員長がおっしゃった点も含めて、私どももそういう教育委員会としての考えもしっかりと述べるような形が必要かなというように思っております。

木島委員長 ほかに、この報告1についていかがでしょうか。

はい、どうぞ。

羽原委員 携帯電話というのは、これだけ広がると全面禁止というのは非常にしにくいと思うんです。ですから、委員長がおっしゃったように機能を低下させて、持つならそういう形で、あるいは理由があれば、幾つかの学校は理由があれば持っていいと、認可制みたいなことで、そういう制限があることはいいし、ただ僕は基本的に、小学校より中学校の……、中学は道德と言うんじゃないくて、何て言っているんですか。

教育指導課長 道德です。

羽原委員 道德でいいんですか。そういう授業でもうちょっとメディア・リテラシーというものを、つまり携帯を持たせないと言っても持ちちゃうこともあるし、また中学へ入れば学校ではだめでも家へ帰ればやるといえばイタチごっこになるから、やはりそういうメディア・リテラシー、つまり相手の立場をどう考えるかということ、ちょっと授業時間数をふやすとか、それからそういう副読本的なパンフレットみたいなもの、これは相当あるんですよ。だから、うまくつくったものを配るとか、何か禁止するという方向よりも使い方を教えるという方向、これをもうちょっと力を入れたり工夫をしたりということが必要だと思いますが。

教育指導課長 羽原委員御指摘のように、恐らく今後、何か一つを制限すれば、また巧妙なまた違った形が出てくる。多分そのイタチごっこになると思います。そういうことを考えますと、今御指摘のような、最終的には、物があつたとしたとしても、それをどう使っていくのか、やはりその使い方の問題になってくるのではないかなと思います。今現在、各学校でも、今御指摘いただいた道德、あるいは教科の中、あるいは学校、学年便り、保護者会、全校集会等々、あるいはセーフティー教室等々を使いながら取り組んでいるところでございます。またいろんなパンフレット等々も国を通して、あるいはインターネット協会、さまざまところからも今、一人一人の児童・生徒さん対象に配布をされております。ぜひそういうものを活用しながら、もちろどこかで制限も考えなければいけないと思いますけれども、あわせてやはり私ども学校教育の役割としますと、その使い方を、道德、心の問題としてのマナーといったところを、ぜひ次年度に向けても強化していきたいなと思います。

以上でございます。

木島委員長 ほかにいかがですか。

あとちょっと気になるのは、いわゆる教員の事務量の増加ということに対する対策が、

もちろん非常にパソコン等の導入で減らす努力はされているんですけども、インターネット等は非常に便利ではありますが、逆に言うとお互いの人間性の交流というものが非常に失われるんですね。そうするとメンタルケアに関して、教員と教員の交流というのがある意味で減る可能性があるわけです。そうすると余計、人間というのは、非常に精神的に困ってしまったりするときに相談できないとか、そういうことも非常にふえてくるわけですから、ぜひ教員の事務量を減らすと同時に、いわゆる教員間の交流をぜひもっと広げて、非常に若手の先生方には上の先生方がいわゆる体験談なり何なりを話せるような、そういう気楽な、研修ではないんですけども、そういうような会を設けてあげるほうが、症状が出てから医者にかかるよりははるかにいいわけですから、そういう点も配慮していただくのがいいかなと思うんですけども。

教育指導課長 本来であれば、各学校独自に、昔のようなバランスのとれた年齢構成の中でそれがなされていたのだと思います。やはり根本はやっぱり学校だと思いますので、管理職を中心としたそんな教員間の暖かい連携、それを今後もぜひ努めていただくよう私どもも支援をしていきたいと思っておりますとともに、残念ながら今現在、相当年齢構成にばらつきが出てきてしまっているという、そんな環境もございますので、実はここ数年、メンタルヘルス研修会等々を区としても実施いたしまして、そして管理職にかかわらず教員に呼びかけた、そんな研修会も私ども計画しております。聞くところでは、今回3回計画した中で、3回連続で出てくださったという方もいたり、また本当に出て何か話せたことで少し楽になったという教員もいたという話も聞いています。さまざまな形をとらえて、実際に多忙である部分があるならばそれを解消するとともに、多忙感の解消のためにさまざまな形で私どもも努力していこうと思っております。

以上でございます。

木島委員長 よろしいでしょうか。

ほかに御質問がなければ、次に報告2について御質疑のある方はどうぞ。

これは非常にいろんなコースがあって楽しそうで、大いにPRをしていただいて、皆さんに安く、楽しく、おいしくという形で大いにPRしていただきたいと思っております。よろしいでしょうか。

次に、報告3について御質疑ある方はどうぞ。

白井委員 先ほど教育指導課長のほうの説明の中で、確かな学力推進員の先生が授業に入ることによって勉強がわかりやすくなったというような、15ページですね、それに対して昨年度より

満足度が4%弱ぐらいちょっと減ったということなんですけれども、先ほどの分析としては51名中23名やめているので、その採用の問題だったのか、それとも活用の問題だったのかというようなちょっと推測するところの理由が述べられましたが、ことしの60.8%というのは区全体の平均の数字だと思うんです。具体的な校名は言わなくて結構なんですけれども、学校によって隔たりがあったかのかどうか、一番低いところと一番高いところのパーセンテージとかというのはありますか。

教育指導課長 まず、一つ訂正させていただきますと、ことしは60.0%でございました。それで、学校によって違いがあるかということでございますが、今手元にございませんが、想定されることといたしますと、恐らくそこら辺があるのだと思われまます。そこで、恐らく今後の分析といたしましては、やはり全校個別に見ていかないと、恐らく成果が高かった学校も当然あるでしょうし、低かった学校もあると思います。それで、では何でその学校が低かったのかということまで多分本当に掘り込んでいかないと理由は分析できないと思いますので、ぜひちょっとお時間をちょうだいいたしまして、その分析に務めてみようと思います。

白井委員 学校によってかつて満足度が違うということがあったようですので、逆にその改善というのはしやすいということですよ。一番高い学校に、いいところはどんなところだったのかをまず分析して、一番低いところはそれとの兼ね合いでどういう点がなされていなかったのかということを中心に分析していただければ、その辺の問題点が出てくると思うので、その部分を、多分5月のまとめてくださるときには、ちょっとその辺の分析結果をお聞きしたいと思います。

木島委員長 それとやっぱり8月25日から始まるということに対する教員のところですね。これは一番大事なところだろうと思うんです。ですから、ぜひ分析した結果を教えてくださいたいと思うんです。これはやっぱり推定されていたことですか、それとも推定外だったんですか。

教育指導課長 実はいろんな情報の中では、もちろん一番最後の8月が、一番有効に使えていたんだという、そんな教員の声は前からございました。一方で、私どもの発信の仕方にもよったんですけれども、じゃ、通例の日をふやすかといいますと、もうこれ以上、授業時数、授業枠がふえたら、委員会も何もできない、部活もできないじゃないかという意見も実際には多くの声がございませう。

ですので、いわゆる感情的な部分と、実態として、本当にじゃ、ここを減らさないとする

ならばどこをふやしていくのかといったときに、ほかの対応でいいかという、それにも大変強い否定的な声がございます。

ですので、やはり教員につきましては、今ちょうど次年度に向けて教育課程の立て方、組み方をしているところでございますけれども、実際に次年度以降、学習指導に基づく移行措置が始まります。特に小学校低学年ではもう2時間、そして中学の高学年でも1時間授業時数をふやすというような話になっておりますが、今現在本区では短縮をしているおかげで時数はクリアしております。そこで区としては時数をふやす必要がないですという発信を今現在私どもはしているわけなんですけれども、果たしてこれがとれて、時数をふやしていかなきゃいけないとなったときにどうなっていくかということ考えたときのまた組み方はどうであるか、そんなことも含めて教員とじっくり語り合う形で、多分これにつきましては、感情的な気持ちとすると大変によくわかるんですけれども、また数字的には変わってくる数字であろうというふうに私どもは分析はしているところでございますが、実際に学校ともじっくり話をしてみようと思います。

以上です。

白井委員 やはり教師の部分の考え方なんですけれども、短縮に余り賛成しないというのは、別に仕事の休みが減ったというわけではないわけですよ。ですので、その感情的なというそのところにもちょっと私は疑問を持つんですけれども、本来的に児童のほうは夏休みという形で休みが減って、学校に行かなければいけなくなったという形の立場にあると思うんですが、教師の場合は一応夏休み中でも所定の執務をします。それがたまたま今までは授業がなかったというだけであって、今回の措置はそれが、執務の中の内容が授業を持つということになっただけに過ぎないわけですよ。

その中で教師としてよくないと思ったことが具体的に何だったのか、先ほど、部活等ができなくなったというようなこととかがあるのかというんですけれども、夏休みの後半5日間って、今まで部活動をやっていたんでしょうか。私が見る限りは、その辺は子どもたちも宿題忙しくて、ちょっとその辺は部活動は入れていなかったような気がしているんですけれども、その辺でやはりちょっと教師のほうのその辺の考え方をちょっと聞いてみたいので、よくないという結果の中の御意見等もちょっと分析して教えていただきたいと思います。

ただ、その部分で、やはり教師に負担がかかっているような何かがあるのであれば、それはまた教育委員会として、別な形の手だてというのを、短縮したことによって何かあるのであれば考えなくちゃいけないと思いますので、その辺のところもよろしくお願いします。

教育指導課長 おっしゃるとおりでございます。本当にどこをどう改善していけば教師の意識が変わってくるのか。これはやはり42日の中で5日間減ることによって、やっぱりどこかに何らかのしわ寄せを感じているからこそそういうことを感じていると思いますので、そこをじっくり本当に私どものほうもリサーチして、そして何か本当に改善できる部分を変えていかない限り変わらないということもあろうと思います。

実際に、教師それぞれによって部活をどこでやるかということ、全員でやっているわけではないと思いますし、やっている人もいたかもしれませんが、とにかく42日という幅の中での意識で、ある面で言うと、ですから減ったことで夏の部分でも何らかの多忙を感じていたのかもしれませんが、それも含めて十分リサーチをして、そしてまたお返しをしたいと思います。ありがとうございます。

木島委員長 はい、どうぞ。

羽原委員 それとちょっと教えていただきたいのは、8月中の学習内容が楽しかったとか、あるいは2学期初めの授業についての質問とか、何か8月末の授業というのは、従来の9月から始まっていた授業内容と違うんですか。その辺がちょっと、現場がわからないんですけども。

教育指導課長 私どもの発信といたしましては、各学校には特別なものをする必要はないという話はしております。つまり5日間がふえた、約30時間ほど年間では授業時数がふえますけれども、それを弾力的に、よりゆとりを持って授業をできるように組んでくれたらいいという発信はしております。

ただし、現実の場面の中では、1週間がふえたことによって、例えば生徒さんとの面談の時間に充てたとか、あるいはちょうどこの2年間、アジアのオリンピッククラスの青少年の方がいらっちゃって、そして新宿の各学校に入り込んでくださったというそんな事例もございます。そこでそんな国際交流をしたという、実際に具体的な事例もございますので、その中でどのような取り組みを行ったのか、それで実際に特に何も行っていなくても実際には構わないのでございますけれども、その実態を把握しているといったところでございます。

羽原委員 そうすると、授業をやってもいいし、全校行事に充ててもいいし、自在ということですか。

教育指導課長 そのとおりでございます。まさに年間計画の中でその部分で何を入れ込むのかというのは、各学校ごとに弾力的に決めてよいということになってございます。

羽原委員 僕も夏休みを享受、学生のときもそうでしたし、今教えていても、夏休みになる

とほっとして、なるべく学校へ行きたくない、この気持ちは教える立場も全く同じなんです、一つは、明治以来8月中は暑いから休むんだと、休めるんだと思っていただけども、実態は先生はそんなに休めているわけではないですから、8月25日から世の中は動き出すんだと、子どもたちも動き出すし、先生もいよいよ教壇活動に入るんだということが、また10年、15年たてば、それが普通だという時代がいずれ来るんじゃないですかね。ただ、僕は夏休みは長いほうが良いと思っております。

木島委員長 いずれにしろ、羽原先生の結論でいいと思いますけれども、毎年、意識調査というのは非常に大事な、また大変な調査だろうと思えます。非常にこれはいわゆる現場の先生を初め、父兄、また生徒たちの考え、それを知る非常に重要な調査だろうと思えますので、ぜひまた、大変だろうとは思いますが、十分分析した上でまた報告していただくと思っております。よろしいでしょうか。

それでは、報告4にいけます。報告4について御質疑のある方はどうぞ。

これは補欠登録者の繰上げで、全員が入れるようになったということでよろしいですね。

特になければ、次に報告5について御質疑のある方はどうぞ。

白井委員 西新宿子ども園の通園対象距離って2キロぐらいを対象に考えているんですけど、まず。

副参事（幼保連携・子ども園等推進担当） 幼児教育推進会議の中の報告書で報告させていただいた中では、四谷子ども園の今の現状で申し上げますと、大体1.2キロ圏内からの通園ということで考えています。

白井委員 その1.2キロの範囲内で、こういう子ども園、待機児童というか、何名ぐらいいらっしゃるのでしょうか。

副参事（幼保連携・子ども園等推進担当） 保育課のほうからちょうだいしております待機児童の発生状況の中で申し上げますと、今回対象となっています西新宿保育園におきましては、ことしの2月1日現在で1歳児が1名というような状況でございます。

白井委員 そうしますと、新宿区全体ではちょっと今、待機児童の問題で、大変、区役所全体が御苦労なさっていると思うんですけども、そういう意味では、この西新宿子ども園ができることによって、1.2キロ以外のところでも入りたいと思う方への提供ができるということでしょうか。

副参事（幼保連携・子ども園等推進担当） 今回の児童定員をごらんいただきますと、ゼロ歳で9名という定員を設けておりますが、これまで西新宿子ども園におきましては、1歳か

らのお子さんをお預かりしているということで、ゼロ歳児の受け入れは行っておりませんでした。したがって、この地域においてゼロ歳児保育を必要とされる方は、他の保育園、近隣の他の保育園を御希望されるところというような状況がございます。その方たちがこの園に入ることがまず一つあるといったことがございます。

また、今現在、1歳、2歳は15、18というような定員設定をさせていただいておりますが、お部屋のほうには弾力的な運用ができるように余裕を持っておりますので、これはそのときの開設の状況に応じて受け入れ枠を変えるということも可能でございます。

白井委員 わかりました。

木島委員長 はい、どうぞ。

羽原委員 132人を預かるとして、この保育士さんたちの人員の関係がどうなっているのか、やっぱり新規が必要とされるのか、あるいはどこかスライドされるのか、そのあたりをちょっと伺いたいのと、それから周辺の幼稚園とか私立の幼稚園とかとの関係、摩擦があるのかとか。この地域の待機児童というのは、今の状態だとそんなにつかめていないのか、待機児童ゼロであるのか、そのあたりをちょっと教えてください。

副参事（幼保連携・子ども園等推進担当） まず、職員配置の関係でございますが、職員につきましては、今現在、西新宿幼稚園あるいは西新宿保育園、来年度以降配置されている職員がいるわけですが、それぞれ職員については異動年限等もございますので、そういったことを配慮しながらも、できる限り開設の前年度にいた職員については、子どもたちと一緒に西新宿子ども園に異動していけるよう考えてまいりたいというふうに思っております。したがって、職員につきましては、新規で新しい方を雇うということではなく、できる限り今いらっしゃる人たちを配置したいと考えております。

それと、待機児童のお話でございますが、待機児童は、大変その状況をつかむというのは、その地域にある保育園で待機児童が発生していないから、その地域において待機児童の対象となっている人がいないかということ、先ほどのゼロ歳児の例のように、近隣の園では求めている保育サービスがない、例えば延長保育がないとか、ゼロ歳児保育をやっていないとかといったことから、他の地域で待機児童となってカウントされている場合もございます。したがって、潜在的にこの地域に待機児童はいないのかと申し上げれば、これはいるというふうにこちらは推測をしているところでございます。その数につきましては、なかなか把握が難しいというところでございますので、先ほど申し上げましたように、開設時期でどの程度の申し込み状況があるのかなどによって、弾力的な定員の受け入れるといったようなものを

考えていきたいなと考えています。

もう一点、近隣私立との関係でございます。こちらの西新宿子ども園の建設、開設につきましては、私立の園長会などでもお話をさせていただきまして、また、この近隣にあります私立幼稚園のほうにも子どもが出向いてまいりまして、内容の説明をさせていただいているところでございます。一応、一定の御理解をいただいているというふうに考えております。

羽原委員 わかりました。

白井委員 あと概要ですと、特別保育の中の産休明け保育と延長保育とか、（予定）というふうになっておりますが、四谷子ども園が画期的な形でやったものは、単に幼稚園と保育園というだけじゃなくて、いろんな保育内容の部分を区民の需要に合わせるような保育内容にしてきたというところがあると思いますので、予定をぜひ実施していただくような報告でやっていただきたいと思います。

副参事（幼保連携・子ども園等推進担当） 現時点では、実施設計ということでハード部分の設計に当たりまして必要な部分を少し書き出してみたというところでございます。実際の特別保育の実施に関しましては、これまでの四谷、委員御指摘の四谷子ども園、そのほかの幼稚園や保育園で行っているもののよさを今度は子ども園の中で生かしていくといったところで考えておりますので、ぜひ今ここに書かれている内容については、西新宿子ども園の実施ということで進めていきたいと思っています。

木島委員長 ちょっと老婆心で聞かせていただきたいんですが、場所が場所なので、勤務地がこちらだということでお預け願いたいというような希望はないんですか。

副参事（幼保連携・子ども園等推進担当） 保育園の場合ですと、基本的には区内在住というような要件はなく、勤務地が新宿区であるといったような状況の中で入園を希望されるということがございますが、子ども園になりますと、一応その条件といたしまして区民という形で指定をさせていただくものでございますから、区民の方でこの近隣に勤務をしている方ということであれば、そういった事例は発生するというふうには考えております。

木島委員長 そうするとある程度はということですね。

副参事（幼保連携・子ども園等推進担当） そのとおりでございます。

木島委員長 よろしいでしょうか。

それでは、報告6について御質疑のある方はどうぞ。

白井委員 感想というか、今度、午前9時からということで、前のときにも話したと思うんですが、子どもの利用に関して、今まで10時だと、そこで勉強したいと思っていて、席がい

っぱいでほかのところの図書館はもう9時から始まっていて、ほかもないということで、実はうちの息子なんかは困っていると高校のころに言っていたんですけども、やっと何か、ことしの4月からは子どもも午前9時からということで、私としては大変いい形になってくれたと思っています。

木島委員長 よろしいですか。

報告8 その他

木島委員長 ほかに御質問がなければ、本日の日程で報告8その他となっていますけれども、事務局から報告事項はありますか。どうぞ。

教育政策課長 本日はございませんが、先ほどの報告3のところ、指導課長から補足の説明をしたいということでございますので、よろしくをお願いします。

教育指導課長 先ほどの報告3の中で一つ申し上げたところで、誤解を与えてしまうような表現をいたしましたので、再度申し上げさせていただきます。

次年度以降、新教育課程になりまして授業時数がふえます。ふえる数なんですけれども、最終的には、小学校につきましては1、2年生が2時間ふえます。3年生以降が1時間ふえます。中学生も1時間ふえます。移行期間の平成21、22年度につきましては、新1、2年生も1時間のみで2年間だけ移行措置を使いまして、このときは1、2年生も1時間、ただし2年間が終わった平成23年度からは1、2年生が2時間ふえるといったこととなります。先ほどちょっと不十分なお答えをいたしましたので、その点をつけ加えさせていただきます。申しわけありません。

木島委員長 報告事項は以上で終了いたします。

以上で本日の教育委員会は閉会といたします。御苦労さまでした。

午後 4時18分閉会